



北秋田市では
子育てしやすいまちづくりを
目指しています！

いげた ようこ
講師 井桁 容子 先生

講師プロフィール

非営利団体コドモノミカタ代表理事。
小学館「めばえ」連載、NHK Eテレ「す
くすく子育て」「まいにちすくすく」
出演、「いないいないばあ！」監修
など多方面で活躍中。

0歳から3歳までの大切な時期をどう過ごすしていくのか、一緒に
考えてみませんか。

子ども・保護者・保育者の共育を目標として！

子育て応援講演会
井桁容子氏講演会
まなざしが保育を高める

入場無料
申込不要

子育て応援講演会

2023年
6月18日 日

10時～11時30分 (開場 9時30分)

北秋田市民ふれあいプラザ 多目的ホール

☎ 子育て課 子育て支援係 ☎62-6638

令和5年6月分以降の児童手当
(特例給付)の支給について

令和5年6月分以降の児童手当(特例給付)の
額は、市で所得および世帯の現況を台帳等で確認
し決定します。台帳等で確認できない方には「現
況届」を6月上旬に送付しますので、下記の期限
までに必ずご提出ください。

また、市で現況を確認した結果「特例給付」受
給者のうち所得上限を超える方は、特例給付が支
給されなくなりますのでご了承ください。

【提出期限】 6月30日(金)必着

【提出場所】 こども課こども応援係
合川/森吉/阿仁総合窓口センター
前田/大阿仁出張所

※ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

☎ こども課こども応援係 ☎62-6638

<子ども家庭総合支援拠点>

子どものこと、
なんでもご相談ください

子どもの成長や
発達が心配...

子どもが学校を
休みがち...

ひとり親の制度が
知りたい...

近所に心配な
家庭がある...

すべての子どもたちとその家庭や妊産婦を対象に、
家庭相談員等がさまざまな相談に対応しています。
相談内容に応じて関係機関と連携し、適切な支援
につなげていきますので、お気軽にご相談ください。

☎ こども課子育てあんしん係 ☎84-8778

2種類の給付金をお知らせします
受給には手続きが必要です ※一部を除く

物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯の皆さまへ

① 子育て世帯生活支援特別給付金

ひとり親世帯

① 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方
(18歳以上のお子さんがある方も含みます)

ひとり親世帯以外

④ 令和4年度中に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別
給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した方
(18歳以上のお子さんがある方も含みます)

①④の方は申請は不要です。手当振込口座、または前回の振込口座へ5月30日付けで支給済みです。

② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月
分の児童扶養手当の支給を受けていない方

③ 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、
食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入
が児童扶養手当を受給している方と同じ水準にある方

⑤ 平成17年4月2日から令和6年2月29日(※)まで
の間に出生した児童を養育する方で、食費等の物価高
騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課
税相当の収入となった方
※特別児童扶養手当を受給している場合は、平成15年4月2日以降
に出生したお子さんが対象です。

②③⑤の方は申請が必要です。申請書は市ホームページまたはこども応援係にあります。

申請期限 令和6年2月29日(木)

※ただし、⑤のうち出生などで3月分の児童手当等を新たに受給する方は令和6年3月15日(金)までが期限です。

児童1人あたり 5万円を給付します

☎ こども課こども応援係 ☎62-6638



令和5年6月1日時点で北秋田市に住民登録のある
住民税均等割非課税世帯、令和5年1～9月までに家計急変のあった世帯の皆さまへ

② 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

住民税非課税世帯

世帯全員が令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯

※世帯全員が住民税が課税されている方の扶養家族で
ある場合は給付金の対象外となります。

家計急変世帯

予期せず家計が急変したことで、世帯員全員が
「住民税非課税相当」の収入となった世帯
収入減少の対象期間 令和5年1～9月

対象世帯には確認書が届きます。必要事項を記入して提
出してください。

申請期限 令和5年 10月2日(月)

※以下の世帯は、別途申請が必要な場合があります。
・令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯
・令和5年度住民税が未申告の方がいる世帯 等

福祉課窓口へご相談ください

申請期限 令和5年 10月2日(月)

※収入が減少することがあらかじめ明らかな月の収入減少により
給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

1世帯あたり 3万円を給付します

☎ 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637

